私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「受けるべき障害共済年金の額」を「受ける障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）」に改める。

第十四条第四項中「受けるべき」を「受ける」に改める。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定に該当する場合において、支払未済の給付を受けようとするときは、第四条第二項中「及び当該給付の」とあるのは「並びに当該給付の」と、「死亡を証する書類」とあるのは「死亡を証する書類及び年金証書」と読み替えるものとする。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十二条第一項中「若しくは法第二十五条」を「、法第二十五条」に改め、「相続人」の下に「若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十六条の三各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該加給年金額の対象者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第三十二条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の規定（第十四条第三項及び第四項の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後に転居若しくは住居表示の変更又は死亡があった場合について適用する。

○厚生労働省令第百八号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十条の規定に基づき、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「（様式第二号）」を削る。

第十五条第二号中「（様式第六号）」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号　削除

様式第六号を次のように改める。

様式第六号　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

○厚生労働省令第百九号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（短期特別訓練に係る連続受講の特例）

第三条の二　特定求職者が、法第十二条第一項の規定による公共職業安定所長の指示により、災害の復旧のために特に必要な技能及び知識の習得に係る公共職業訓練であって、訓練時間が五十時間未満のもの（以下この条において「短期特別訓練」という。）を受講した場合における第十一条第四項及び第十三条の適用については、次の各号に定める連続した受講（公共職業安定所長が認定したものに限る。）は、連続受講とみなす。この場合において、第十三条中「公共職業訓練であって、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあっては、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であって、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあっては、当該職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の認定職業訓練等」と、「公共職業訓練であって、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあっては、当該基礎訓練及び当該公共職業訓練）及び当該認定職業訓練等が連続受講に係る基礎訓練であって、当該連続受講に係る公共職業訓練が当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた公共職業訓練である場合にあっては、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であって、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあっては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であって、当該認定職業訓練等が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた認定職業訓練等である場合にあっては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等が同条に規定する短期特別訓練の全てであって、当該連続受講として受講していない同条に規定する短期特別訓練である場合にあっては、当該短期特別訓練」と、「公共職業訓練であって、当該連続受講に係る基礎訓練」とあるのは「最初に受講した認定職業訓練等以外の認定職業訓練等であって、現に受講している認定職業訓練等より前に受講した当該連続受講に係る認定職業訓練等」と読み替えるものとする。

一　短期特別訓練から次のイからへまでに掲げる職業訓練までの連続した受講

イ　短期特別訓練

ロ　実践訓練

ハ　公共職業訓練（短期特別訓練以外の公共職業訓練をいう。以下この条において同じ。）

ニ　短期特別訓練を経て受講する実践訓練

ホ　短期特別訓練を経て受講する公共職業訓練

ヘ　公共職業訓練を経て受講する短期特別訓練

二　基礎訓練から次のイからニまでに掲げる職業訓練までの連続した受講

イ　短期特別訓練を経て受講する短期特別訓練

ロ　短期特別訓練を経て受講する公共職業訓練